

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第14回〕

－迷ったときの違反処理ナビQ & A－

違反処理研究会

《Q110》火気使用設備や器具に関する基準は、消防法第9条を根拠規定として、消防法施行令の定める基準に従って市町村の火災予防条例で定められています。しかし、火災予防条例の規定を見ても、住宅用火災警報器以外の規定に関しては、誰がこの条例で定められている基準を遵守する義務があるのか明定されていません。そこで、火気使用設備と器具に係る基準を遵守すべき義務者は一体誰なのでしょう。

《愛知県 I 消防本部 予防課 A・Mさん》



A 火気使用設備等の位置、構造及び管理に関わる事項について、当該火気使用設備の製造者、設置業者、所有者、管理者、占有者、使用者などが火気使用設備等の設置、工事、維持管理等の各段階において関わる場合に、それぞれが関わる範囲に応じて条例上の義務を負う。

【ヒント】消防法第9条の規定は、確かに指摘されているとおり、火気使用設備の位置、構造及び管理、火気使用器具の取扱いその他火の使用に関し火災予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定められているだけで、当の政令でも条例でも、定めた基準を誰が遵守しなければならないという義務の主体については特段の定めを置いていません。したがって、こうした条例における義務者については当該基準自体の中身から特定することになります。

すなわち、火気使用設備については、基本的に位置、構造及び管理についての基準が定めてあるのですから、この場合には、火気使用設備の製造者、設置業者、所有者、管理者、占有者、使用者は少なくとも各関係する段階で条例上の基準を遵守する義務を負うものと考えられます。他方、火気使用器具については、取扱いに関わる基準が定められていることから、あくまで当該火気使用器具を取扱う者が遵守義務を負わなければならないといえます。

ところで、既に設置されて以後、仮に基準違反が生じた

場合には、火気使用設備及び火気使用器具ともに防火管理関係の義務懈怠として措置しようとするときには、管理権原者が基準に適合させる義務を負っているとして取扱いますが、消防法第5条第1項違反として措置しようとする場合には、権原を有する関係者が条例違反の義務者ということになります。要するに、火気使用設備や火気使用器具の位置、構造及び管理基準の遵守義務者というのは、消防機関が基準違反を改善させようとするときの措置の態様に依りて義務者が変わることがあるということを考えておく必要があります。

《Q111》違反処理に当たって一定の防火対象物の用途をどのように判定するのかは、法令違反を確定する上で極めて重要な問題です。ところで、消防法施行令別表第1の中には、「その他これらに類するもの」という語句が使用されている用途と、1項や4項の用途のように「その他これらに類するもの」という表現が用いられていない用途があります。この様な二つの用途の表し方には具体的にどんな違いがあるのでしょうか。

《長崎県 S 市消防本部 予防課 K・Hさん》



A 本来、各用途中に「その他これらに類するもの」という文言が有るか無いかに関わらず、用途判定に当たっては当該防火対象物の実態に即して判定が行われる必要があり、両者の間には法令の規定形式の違いはあるものの、用途判定自体に実質的な差異はない。

【ヒント】消防法施行令別表第1（以下「別表第1」という。）の各項には、「…その他これらに類するもの」と書かれた用途と、そうした文言がない用途があります。例えば、(2)項イ、(3)項イ、(5)項イ、(7)項～(9)項、(11)項などは「その他これらに類するもの」という表現があるものの例ですが、(1)項、(3)項ロ、(4)項、(5)項ロ、(6)項イ、(12)項、(14)項などは逆にそうした表現はなく、具体的な用途だけが掲げられています。

ところで、実務上、別表第1の用途に「その他これらに

類するもの」が含まれているものと、そうでないものを比較したとき、具体的に何か差異があるのかどうかということです。

一般に予防担当者の中からよく聞くのが、「その他これらに類するもの」の文言が用いられている項に関する判定では、こうした用語があるために、「その他これらに類するもの」という文言が付いていない具体的な用途を示しているものに比して、より広めの用途を当該項に該当するものとして判定できるのではないかとといった言葉です。そして、こうした見方は、「その他これらに類するもの」と書かれていない用途の場合には、必然的に別表第1に具体的に挙げられている用途以外は、これに含めるのは適切でないということになります。しかし、果たしてそうなのでしょうか。

そもそも、「その他これらに類するもの」という文言が用いられている用途は、別表第1中に例示されている具体的な用途以外にも一般に数多くの類似用途が出現する可能性があるものを、その都度、施行令改正まで行わなくても随時規制の網をかぶせていくために、こうした「その他これらに類するもの」という表現を行っているものと推測されるのです。要するに、法制上、別表第1中に、将来出現するであろう用途を全て予測して例示しておくことは不可能であることから「その他これらに類するもの」を予め挙げておく規定形式が採られたのではないかと思うのです。

他方、「その他これらに類するもの」といった文言が用いられなかった方の用途は、別表第1中に例示されている用途の範囲内で十分項判定ができるものと考えられたからこそ、敢えて「その他これらに類するもの」という表現を用いて項を示す必要がないと考えられたものと推測されます。

したがって、仮に、別表第1中に「その他これらに類するもの」という表現があっても、又はなくても、同表中に示されている各項の具体的な用途と実態的に差異がない防火対象物が現われたときには、「その他これらに類するもの」という部分で当該用途に該当するとして項の決定が判断されるのか、又は具体的に例示されている用途の実態に照らして項の決定が判断されるかの差異はあるにしても、どちらも法文の表し方の相違があるだけで、実質的には何も違いはないと言わなければなりません。そういうことですから、「その他これらに類するもの」という文言が用いられている用途の方が、それ以外のものより広めの用途判定ができるという訳ではありませんので注意しなければなりません。

以前、グループホームを(6)項の福祉施設に該当しないと、共同住宅の用途として判定すべきではないかといった

意見もあったようですが、この当時からグループホームは、別表第1(6)項の用途に「その他これらに類するもの」との文言が用いられなかったとしても、その実態から(6)項の用途に該当するものとして取り扱われるべきだったのです。

《Q112》危険物の規制に関する規則等の一部改正によって、現在の給油取扱所の業務の中で圧縮水素ガスの車両への充電が行えるようになりましたが、これは現在の車両の整備業務等と同列の行為として給油取扱所内のできる業務に過ぎないと考えべきなのでしょうか。

《大阪府 | 市消防本部 予防課 Y・Nさん》



新たに圧縮水素ガスの充電を給油取扱所でできるようになるということで、車両の整備業務ができるのと同様に考えてよい

【ヒント】電気自動車に水素ガスを充電できる設備を設ける給油取扱所に関しては、これに関連する法令改正から明らかなように、一定の技術基準に適合していれば従来の給油取扱所でも当該ガスの充電を行うことが出来るというものですから、給油取扱所で車両の整備業務ができるということと同じなのです。ここで誤解してならないのは、圧縮水素ガスを電気自動車に充電できるからと言って、そのことで給油取扱所の定義が変更されるという訳ではありませんので注意しておかなければなりません。あくまで給油取扱所の付帯的な業務ということになります。

上記のとおり、圧縮水素ガスの充電作業は、あくまで給油取扱の付帯的な業務の一環として行われる関係から、圧縮水素ガスに係る高圧ガス保安法の関係規定による許可を受けた後に、包括的な意味合いで給油取扱所の設置等の許可を受けることになります。このことは完成検査に関しても同様のことがいえます。

なお、圧縮水素ガスを充電する給油取扱所に対して使用停止命令や許可取消しを行う場合に、当該圧縮水素ガスの充電はどうなるのかが問題ですが、例えば、使用停止命令の内容に応じて、給油取扱所の全面にわたって使用させない場合もあれば、また、給油や注油、あるいは圧縮水素ガスの充電だけを停止させるという命令もあり得るものと考えられます。

他方、危険物の許可の取消しに関しては、取消し後、圧縮水素ガス充電スタンドとして存続するか否かを関係者が決めて引き続き運営できますが、この場合、当然、指定数量以上の危険物の給油、注油行為及びタンクでの危険物の貯蔵は許可取消しの法的効果として行うことは出来ないこととなります。一部の見解には、危険物許可の取消しは、